

平成 25 年 12 月 18 日

各 位

会 社 名 株式会社フォンツ・ホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 小野間 史敏  
( J A S D A Q コード : 3350 )  
問合せ先 I R / 広報担当 丹藤 昌彦  
電 話 050-5835-0966

### 主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社による第 2 回新株予約権の 行使状況に関するお知らせ

平成 25 年 10 月 9 日付当社第 2 回「ライツ・オファリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て）」でお知らせいたしましたライツ・オファリングに関し、当社は、当社の主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の Red Planet Holdings Pte Ltd 社より、その所有していた当社第 2 回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）12,500,000 個を平成 25 年 11 月 28 日に行使した旨の報告を受け、その旨を同日お知らせしておりますが、平成 25 年 12 月 18 日、同社の所有する未行使の本新株予約権 11,260,000 株につきまして、同日付で行使請求の申出及び行使代金の支払を行った旨の報告を受けましたので、お知らせいたします。

また、当該行使により親会社の異動が発生する見込みではありますが、確定次第速やかにお知らせいたします。

なお、当社は本日時点で、その他の本新株予約権の行使状況について確認をすることができないため、本プレスリリースは本日時点での本新株予約権の行使状況及び当社発行済株式総数を公表するものではありません。

以上

ご注意：

本書は、当社の主要株主による本新株予約権の行使状況に関して一般に公表するための公表分であり、特定の者に宛てて投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本新株予約権の行使、売買その他の投資判断につきましては、平成 25 年 10 月 9 日付で提出された有価証券届出書（URL:<http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>。その訂正を含みます。）を熟読された上で、株主様又は投資家様ご自身の責任において行う必要があることをご理解いただければと存じます。

なお、本書は、日本国外における証券の募集又は購入の勧誘を一切構成するものではありません。本新株予約権の発行については、日本国外における証券法その他の法令（1933 年米国証券法（その後の改正を含みます。）を含みます。）に基づく登録はされておらず、またかかる登録が行われる予定もありません。米国においては、1933 年米国証券法（その後の改正を含みます。）に基づく証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことができません。